最終更新日：2015年12月22日
愛知時計電機株式会社
代表取締役社長　神田　廣一
問合せ先：管理本部　052-661-5151
証券コード：7723
http://www.aichitokei.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、「企業理念」及び「企業行動憲章」に基づき、事業を通じて社会的に貢献し、持続的な企業価値の向上を図るために、全てのステークホルダーの立場を踏まえ、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための経営体制を構築し、それらの体制の更なる向上に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2（4） 議決権電子行使の利用や招集通知の英訳】
当社の株主構成（全株主に対する外国法人等の比率は1％）等を勘案したうえで、現時点においては議決権の電子行使の採用及び英文による招集通知の作成を行っておりません。今後、必要に応じての検討課題といたします。

【補充原則2－5（1） 経営陣から独立した窓口の設置】
当社は、内部通報制度を導入し、通報者等が不利益を受けない体制を構築しておりますが、経営陣から独立した窓口を設置することについては、今後の検討課題といたします。

【補充原則3－1（2） 英語での情報の開示・提供】
当社の株主構成（全株主に対する外国法人等の比率は1％）等を勘案したうえで、現時点においては英文による招集通知及び決算説明資料の作成を行っておりません。今後、必要に応じての検討課題といたします。

【補充原則3－2（1）（1） 外部会計監査人を適切に選定・評価するための基準の策定】
当社の監査役会では、外部会計監査人の監査状況や監査報告書等をもとに外部会計監査人の監査の相当性を評価しておりますが、外部会計監査人の評価及び監査に関する明確な基準は策定しておりません。
日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考として、平成27年度中に会計監査人に対する選定・評価の基準の策定を予定しています。

【原則4－8 独立社外取締役の2名以上の選任】
当社は、平成27年6月に独立社外取締役を1名選任し、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保しております。
また、社外監査役3名を選任しており、社外の立場から業務執行状況の監査を行い、客観的かつ中立的な経営監視機能を確保しております。
以上の社外役員4名により、経営の監督・監査機能が確保されていると判断しておりますが、更なるコーポレートガバナンスの強化を図るため、独立社外取締役の増員を検討しております。今後も鋭意適切な独立社外取締役候補者の確保に努めてまいります。

【原則4－11（3） 取締役会全体の実効性について分析・評価、結果の概要の開示】
当社は、社外の意見を経営に活かす枠組みを整えるため、独立社外取締役及び独立社外監査役による「意見交換会」を、年に1～2回程度開催することとしております。この意見交換会の中で、取締役会に関する事項についても意見を交換し、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会の実効性に関する分析・評価を実施し、その結果の概要を開示することとしております。
今年度から取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行い、来年度の本報告書にその結果の概要を記載する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4 政策保有に関する方針、政策保有株式に係る議決権の行使基準】
当社の政策保有株式に関する方針及びその議決権行使についての基準に関しましては、当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針（以下、本基本方針という。）」の「政策保有株式に関する基本方針（第6条）」に規定しており、その内容は以下のとおりであります。
1. 当社の株主をはじめとしたステークホルダーにとって、当社の企業価値の増大に資する場合は、必要に応じて政策株式を保有することとする。
2. 政策保有株式については、当該株式及び政策株ポートフォリオ、双方からもたらされる当社のメリットとそれらの保有に伴うリスクについて、短期及び中長期的な観点から検証を行う。さらに、個別の政策保有株式の保有目的、その合理性について、毎年取締役会において検証する。検証を行うための指針は取締役会にて定める。
3. 政策保有株式の議決権については、中長期的な経済合理性や将来の見通し、及び当社固有のメリット等を総合的に考慮して、その行使を行う。取締役会は議決権行使のための基本方針を定める。

【原則1－7 関連当事者間取引の重要性・性質に応じた手続】
本基本方針の「関連当事者間の取引に関する手続き（第8条）」に規定しており、その内容は以下のとおりであります。
1. 取締役・監査役及びその近親者との取引について、取引の有無に関する調査の確認書を作成し、重要な事実がある場合、取締役会に報告する。
2. 取締役との取引やその他重要な取引は、事前に取締役会の承認を得ることとする。
3. 関連当事者間の取引について、会社法及び金融商品取引法その他の関連法令並びに証券取引所が定める規則に従って、開示する。

【原則3－1 情報開示の充実】
（1）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
本基本方針の「企業理念と企業行動憲章（第1条）」に規定しており、その内容は以下のとおりであります。この企業理念の実現を通じ、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、当社の経営戦略・経営計画として、中期経営計画を策定しております。詳細は、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

＜企業理念＞
新しい価値を「創造」し、
お客様や社会のお役に立ち（「奉仕」）、
皆様からの「信頼」を獲得し続けます。

＜新中期経営計画2017＞
http://www.aichitokei.co.jp/ir/disclose/pdf/150519_03.pdf

（2）本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
　コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「1．1．基本的な考え方」をご参照ください。

　コーポレートガバナンスに関する基本方針について、当社は、株式会社東京証券取引所の定めるコーポレートガバナンス・コードの各原則を踏まえ、前記の基本的な考え方に基づいた「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定しております。
詳細は当社ホームページをご参照ください。
http://www.aichitokei.co.jp/company/governance/index.html

（3）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
　本基本方針の「取締役の報酬（第19条）」に規定しており、その内容は以下のとおりであります。
　取締役の報酬は、企業の成長性・収益性を高めるためのインセンティブとして適切なものとするため、以下を基本的な考え方とし、役員報酬規程に従い、委任契約の報酬・提供する労働力の対価として決定する。
・賞与は、会社業績との連動性を確保すること
・株式報酬型ストックオプション等を導入し、株主価値の中長期的な向上を進め、株主と利害を共有すること

（4）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
　本基本方針の「取締役等の選任手続き（第20条）」に規定しており、その内容は以下のとおりであります。
　取締役及び監査役の選任に当たっては、選任要件に従い、代表取締役会長が候補者に関する人事案を作成し、社外取締役及び社外監査役の助言を得たうえで、取締役会に諮り、取締役会から株主総会への議案とする。

（5）取締役会が上記（4）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
　社外取締役候補及び社外監査役候補については、個々の選任理由を株主総会参考書類にて開示しております。また、取締役候補・監査役候補の選任・指名については、株主総会参考書類に個人別の経歴を記載しております。

【原則4－1（1） 経営陣に対する委任の範囲】
　本基本方針の「取締役会から経営陣に対する委任の範囲（第18条）」に規定しており、その内容は以下のとおりであります。
　当社の取締役会は、定款及び法令に定めるもののほか、取締役会において決議すべき重要事項を「取締役会規則」において定め、それ以外の重要な業務執行の決定については、経営会議、執行会議、本部長会議に委任する。これらの運営に関する詳細は、各会議規程、業務執行に関する権限規程において定める。

【原則4－9 独立性判断基準】
　当社は、本基本方針において、「社外役員の独立性判断基準について」を定めております。
詳細は当社ホームページをご参照ください。
http://www.aichitokei.co.jp/company/governance/index.html

【原則4－11（1） 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
　取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方について、本基本方針の「取締役会の構成（第29条）」に規定しており、その内容は以下のとおりであります。
・取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに、その機能が最も効果的・効率的に発揮できる員数として12名以内とする。
・取締役の選任に関する方針・手続について、本基本方針の「取締役等の選任手続き（第20条）」に規定しており、その内容は、【原則3－1（4）】に記載のとおりであります。

【原則4－11（2） 取締役・監査役の兼任状況】
　取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を、取締役・監査役の業務に振り向けており、兼職については合理的な範囲であると考えております。取締役・監査役の重要な兼職状況についての詳細は、当社定時株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載のとおりであります。

【原則4－14（2） 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
　本基本方針の「取締役及び監査役の研鑽及び研修（第31条）」に規定しており、その内容は以下のとおりであります。
・取締役及び監査役がその役割・責務を適切に果たすために、以下に掲げる内容のトレーニング及び情報提供を適宜実施する。
・取締役または監査役が新たに就任する際は、関連法令、及びコーポレートガバナンスをテーマとした専門家による講義・研修を行い、就任後も法改正や経営課題に関する研修を継続的に実施する。
・社外取締役及び社外監査役が新たに就任する際は、当社グループの経営戦略や事業の内容・状況等の理解を深めるため、これらの説明及び主要な事業拠点の視察等を実施する。その後も適宜必要な情報提供を行う。
・取締役会は、毎年各事業の事業戦略等について説明する機会を設ける。

【原則5－1 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針】
　本基本方針の「株主との建設的な対話（第32条）」に規定しております。
詳細は当社ホームページをご参照ください。
http://www.aichitokei.co.jp/company/governance/index.html

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）

日本生命保険相互会社	3,858,080	7.51
御法川　法男	3,653,000	7.11
株式会社みずほ銀行	2,380,580	4.63
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,312,000	4.50
東邦瓦斯株式会社	2,306,240	4.49
愛知時計電機共栄会	2,259,000	4.39
明治安田生命保険相互会社	2,012,000	3.91
三井住友信託銀行株式会社	1,782,000	3.47
みずほ信託銀行株式会社	1,642,000	3.19
日本車輌製造株式会社	1,600,000	3.11

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、平成27年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	精密機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松井　信行	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松井　信行	○	学校法人中部大学理事長付特任教授	独立役員として指定しております松井信行氏は、子会社や大株主・主要な取引先の出身ではなく、当社経営陣から独立した立場で経営の監督をいただけるものと考え、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、従来から、重要監査事項を含めた年間監査計画作成に当たって、会計監査人と監査役との意見交換を行っております。また、監査計画に基づき実施される会計監査人の監査に、随時監査役が立ち会うとともに、監査結果を聴取し、意見交換を行っております。
当社は、内部監査機能を内部監査室が担当いたします。監査役は、内部監査室の監査と共同で、または、単独で、日常監査の一環として事業所への実地調査を行い、監査内容について内部監査室と意見交換を行います。
内部監査室と常勤監査役は、必要の都度、相互の情報交換・意見交換を行う等の連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
多羅尾　洋	他の会社の出身者													
岡谷　篤一	他の会社の出身者										○			
佐伯　卓	他の会社の出身者										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
多羅尾　洋	○	―――	経営者としての経験を活かし、客観性、中立性を有しております。また、幅広い見識から経営の透明性確保と経営監視、監査機能を高めるための助言・提言をいただき、客観的立場で監査役としての任務を全うできると判断しております。 また、経歴、取引関係等について独立性が確保されており、一般株主と利益相反のおそれはないと判断し、独立役員として指定いたしました。
岡谷　篤一	○	独立役員として指定しております。 岡谷鋼機株式会社代表取締役社長、オークマ株式会社社外取締役他 岡谷鋼機株式会社と当社との間には、原材料の仕入れ、製品等の販売取引が存在しておりますが、同社と当社との取引関係においては、意思決定に影響を与えないと判断しております。	経営者としての経験を活かし、客観性、中立性を有しております。また、幅広い見識から経営の透明性確保と経営監視、監査機能を高めるための助言・提言をいただき、客観的立場で監査役としての任務を全うできると判断しております。 同氏は岡谷鋼機株式会社の取締役であり、同社と当社は左記のとおり取引関係があるものの、同社から当社の経営が影響を受けることはなく、一般株主と利益相反のおそれはないと判断し、独立役員として指定いたしました。
			経営者としての経験を活かし、客観性、中立性

佐伯　卓	○	独立役員として指定しております。 東邦瓦斯株式会社代表取締役会長他 東邦瓦斯株式会社と当社との間には、製品の販売、商品の仕入れの取引が存在しておりますが、同社と当社との取引関係においては、意思決定に影響を与えないと判断しております。	を有しております。また、幅広い見識から経営の透明性確保と経営監視、監査機能を高めるための助言・提言をいただき、客観的立場で監査役としての任務を全うできると判断しております。 同氏は東邦瓦斯株式会社の取締役であり、同社と当社は左記のとおり取引関係があるものの、同社から当社の経営が影響を受けることはなく、一般株主と利益相反のおそれはないと判断し、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

役員の退職慰労金制度を廃止し、取締役（社外取締役を除く。）及び常勤監査役に対して株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。
また、当該期間の業績を取締役賞与に反映させております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役

該当項目に関する補足説明 更新

付与対象者は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、取締役の株価上昇及び業績向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、また、監査役の企業価値向上を目指す監査・調査意欲を一層向上させるため、取締役（社外取締役を除く。）及び常勤監査役としております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、取締役報酬の総額を開示しております。
平成27年3月期の報酬等の額
　取締役9名の年間報酬総額 220,997千円（基本報酬 175,948千円、賞与 24,000千円、ストックオプション 21,049千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

　取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限額（取締役は年額190,000千円以内、監査役は年額60,000千円以内）の範囲内において決定しております。
　また、従来どおり、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給料は含まないものとし、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の年額30,000千円以内、及び監査役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の年額5,000千円以内は別枠となります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

取締役会審議の活性化を図るため、秘書室をその補助機関とし、以下のとおり運営することとしております。
・真にやむを得ない場合を除いて、原則として取締役会開催日の4営業日前までに、取締役会の資料を配布する。
・上記に限ることなく、社外取締役を含む取締役に十分な情報を必要に応じ、提供する。
・年間の取締役会開催スケジュール、及び審議事項を作成する。
・十分な審議時間を設ける。
　監査役を支援する体制として、監査役室を設置し、監査役スタッフを配置しております。監査役スタッフは、監査役へのサポートとして、取締役会

など重要会議の連絡及び事前の資料配布、また必要に応じた事前説明を行うなどの情報伝達体制を構築しております。
さらに、内部監査部門、その他業務執行機関は、取締役及び監査役が、その役割・責務を実行的に果たすために必要な情報提供を求めた場合、適確に提供することとしております。
また、取締役及び監査役の職務の執行に必要と認められる予算を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役は、取締役会のほか、原則として毎月１回の経営会議を開催し、取締役会付議事項はじめ経営上重要な意思決定事項の審議を行っております。また、執行役員制を採用しており、取締役兼務者７名を含む19名の執行役員が、取締役会の意思決定に従い、担当業務の執行責任を担う体制としております。業務執行状況は、執行会議等でフォローいたしております。

監査基準、取締役候補者の選定や報酬の内容の決定に関して本基本方針の「適正な監査の確保(第15条)、取締役の報酬(第19条)、取締役等の選任手続き(第20条)」をご参照ください。

監査役会は、社外監査役３名を含む４名で構成されており、取締役会はじめ各種重要会議への出席や稟議書の閲覧、内部監査室、会計監査人との連携により、監査を行います。

公認会計士監査は、有限責任監査法人 トーマツに依頼しており、重要監査事項を含めた年間監査計画に基づき実施されております。
ａ 当期において業務を執行した公認会計士の氏名等は以下のとおりであります。
有限責任監査法人 トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 水上圭祐
有限責任監査法人 トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 鈴木晴久
ｂ 監査業務に係る補助者の構成
公認会計士８名、その他12名

監査役の機能強化に関する取組状況に関して本基本方針の「適正な監査の確保(第15条)、実効性確保のための支援体制等(第30条第２項)」をご参照ください。

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、会社法423条第１項の責任を、法令が定める額を限度として負担するものとする契約を締結しております。

本基本方針は当社ホームページに掲載しております。
http://www.aichitokei.co.jp/company/governance/index.html

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、毎月１回開催される経営会議において、社長及び各本部・部門の担当取締役が出席し、常勤監査役も同席することで、互いに担当業務執行に対する監視体制が図られていると考えております。
また、当社は社外取締役１名(独立役員として指定)を選任しており、その職歴、経験、知識等を活かし、社外の視点から、取締役会の場において、経営会議にて決議された重要事項についての確認を行うこととし、経営判断の合理性の確保を図っております。
当社は監査役会設置会社であり、社外監査役３名(当該３名を独立役員として指定)を選任しております。各社外監査役はそれぞれの職歴、経験、知識等を活かし、外部的視点から監査を行っており、経営の監視・監査機能を充分に果たし得る客観性及び中立性を確保していると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成27年３月期の決算説明会を６月２日に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示情報、決算説明会資料等を自社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動憲章」及び本基本方針において、ステークホルダーの尊重について説明しております。詳細は当社ホームページをご参照ください。 http://www.aichitokei.co.jp/company/governance/index.html http://www.aichitokei.co.jp/company/charter/index.html
環境保全活動、CSR活動等の実施	品質環境部を設置し、環境保全活動を実施しています。（ISO14001認証取得：本社工場、岡崎工場） また、CSR活動については、環境経営、コンプライアンス、社会貢献等の重点領域ごとに委員会を設置し推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、本基本方針において「情報開示に関する方針（第13条）、双方向コミュニケーション（第14条）」及び「適切な情報開示と透明性確保に向けた基本方針」、並びに「企業行動憲章」を定めております。詳細は当社ホームページをご参照ください。 http://www.aichitokei.co.jp/company/governance/index.html http://www.aichitokei.co.jp/company/charter/index.html

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方
当社は、事業の健全かつ持続的な発展のためには、適切なコーポレート・ガバナンス体制のもとで、リスク管理やコンプライアンスと一体となった内部統制システムが不可欠であると考え、会社法の要件を踏まえた「内部統制システムの基本方針」を定め、社内の管理システムを構築、運用してまいりました。

＜内部統制システムの基本方針＞

当社は、「信頼・創造・奉仕」の企業理念のもとで、事業を健全かつ持続的に発展させるために、内部統制の整備・運用が経営上の重要課題であると考え、会社法及び会社法施行規則、並びに金融商品取引法の規定に従い、次の通り「内部統制システムの基本方針」を定めます。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）当社グループの全ての役員及び従業員が「企業行動憲章」に定めた行動規範により、市民社会の一員として行動します。
（2）社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス規程」に基づき、当社グループのコンプライアンス活動を推進します。
（3）当社グループの「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、定期的な教育・研修によりコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。
（4）グループ各社も対象とする「倫理ヘルプライン規程」に基づき、通報者の保護を徹底した内部通報窓口を設置し、法令遵守及び企業倫理に関する情報の早期把握・解決を図ります。また、内部通報者に不利益が生じないことを確保します。
（5）内部監査室が、コンプライアンスを含む内部統制の整備・運用状況を監査します。
（6） 外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、本項に準じて業務の適正を確保する体制とします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）取締役会、経営会議その他の重要な会議の記録、稟議書等の決裁記録など、取締役の職務の執行に係る情報を、「機密文書等管理規程」に則り記録・保存・管理します。
（2）取締役及び監査役は、監督、監査のために、必要に応じ、上記の情報を閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
（1）社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、「リスク管理規程」に基づき、当社グループに係るリスクを総合的に識別、評価します。
（2）重要なリスクについて計画的に対策を実施し、「リスク管理委員会」で進捗状況を管理します。
（3）経営に重大な影響を及ぼす危機が発生し、または発生する恐れが生じた場合は、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、迅速な有事対応を図ります。
（4）内部監査室が、全社のリスク管理の状況を監査します。
（5）上記（1）～（4）のリスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、当社グループ全体の業務の適正化を図ります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）取締役会を原則月一回開催し、経営上の重要な意思決定かつ業務執行の監督・監視を行い、その決定に基づく業務執行は執行役員（兼務取締役含む）が、分担業務を責任及び権限をもって執行します。
（2）各業務執行ラインは、「中期経営計画」及び「年次計画・年次予算」に基づき、目標設定を行い、目標達成のために活動します。また、執行状況を執行会議等で把握し、適切な管理を行います。
（3）「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「委員会規程」等により、職責及び組織の役割、機能、権限を明確にし、適切な役割分担と連携により職務を遂行します。
（4）当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、「グループ会社管理規程」に基づき、当社グループ経営を適正かつ効率的に運営します。

5. 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）関連事業室を子会社及び関連会社管理の担当部門とし、「グループ会社管理規程」に基づき、親子会社間の公正な取引を担保する体制、リスク管理体制、コンプライアンス体制等について、企業グループ一体のものとして整備・運用します。
（2） 子会社の経営の重要な事項に関しては、グループ会社管理規程に基づき、当社の承認または当社への報告を求め、業務の適正性を確認します。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
（1）取締役を委員長とする「内部統制評価委員会」を設置し、「内部統制評価規程」に基づき、財務報告に係る内部統制の評価及び是正を行います。
（2）委員長は、評価経過及び評価結果を、適時、経営会議に報告します。

7. 監査役の補助使用人に関する事項
（1）監査役の職務を補助する部署として、監査役会の下に「監査役室」を設置し、監査役スタッフを配置します。

8. 監査役の補助使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性に関する事項
（1）監査役補助業務の独立性を確保するため、監査役スタッフの人事異動、人事考課、並びに懲戒について、取締役は事前に常勤監査役と協議するものとします。
（2）業務執行に係わる担当者が「監査役室」を兼務する場合、もしくは内部監査部門、内部統制部門の担当者が監査役の指示により補助業務を行う場合にあっては、業務執行系列の指揮命令権は、当該監査役補助業務には及ばないものとします。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
（1）取締役及び部門長は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役及び従業員の法令・定款違反行為を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとします。
（2）内部監査室の監査報告、内部通報制度における通報事項について、都度、監査役に報告するものとします。
（3）取締役及び部門長は、経営会議、執行会議等の主要会議において、又は業務報告等の主要報告書により、監査役に対し当社及びその子会社の経営上及び執行上の重要事項を報告するものとします。
（4）当社は、内部通報制度の利用を含む監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底します。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）代表取締役と監査役との意思疎通を図るため、意見交換、情報交換を適時に実施します。
（2）取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合には、弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携を図ることができる環境を確保・整備します。
（3）監査役が職務の遂行において生ずる費用の請求をするときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとします。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社グループは、企業行動憲章において市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、毅然とした態度で対応する旨を定め、反社会的勢力との関係排除に向け、当社グループ全体で企業倫理の浸透に取り組みます。また、関係機関等からの情報収集に努め、近隣警察、顧問弁護士等と緊密に連携し、適切に対処し反社会的勢力の排除に取り組みます。

2. 整備状況
平成20年4月1日付で、企業行動憲章をはじめとする内部統制関連諸規程を制定いたしました。また、全社委員会としてコンプライアンス委員会、リスク管理委員会を編成し、運用に当たっております。財務報告内部統制については、内部統制評価委員会による経営者評価を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記＜内部統制システムの基本方針＞の11項を基本的な考え方とし、この基本的な考え方を「企業行動憲章」に明記し、社内外に宣言するとともに、平素から警察、弁護士等の外部専門機関との連携を深め、情報収集に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりであります。
当社は、各部門及び子会社における経営上の重要な事項については、これを経営会議に諮問し、審議、決定あるいは取締役会に付議し決議しております。
経営会議あるいは取締役会において決議された事項については、情報取扱責任者が関連部署である経営企画室、人事部、経理部とともに適時開示規則に照らして開示の要否を判定、開示が必要な場合は速やかに開示の手続きを行っております。但し、緊急を要する事実が発生した場合、情報取扱責任者の判断により開示し、後日、経営会議等にて報告を行うことがあります。

【参考資料:模式図】

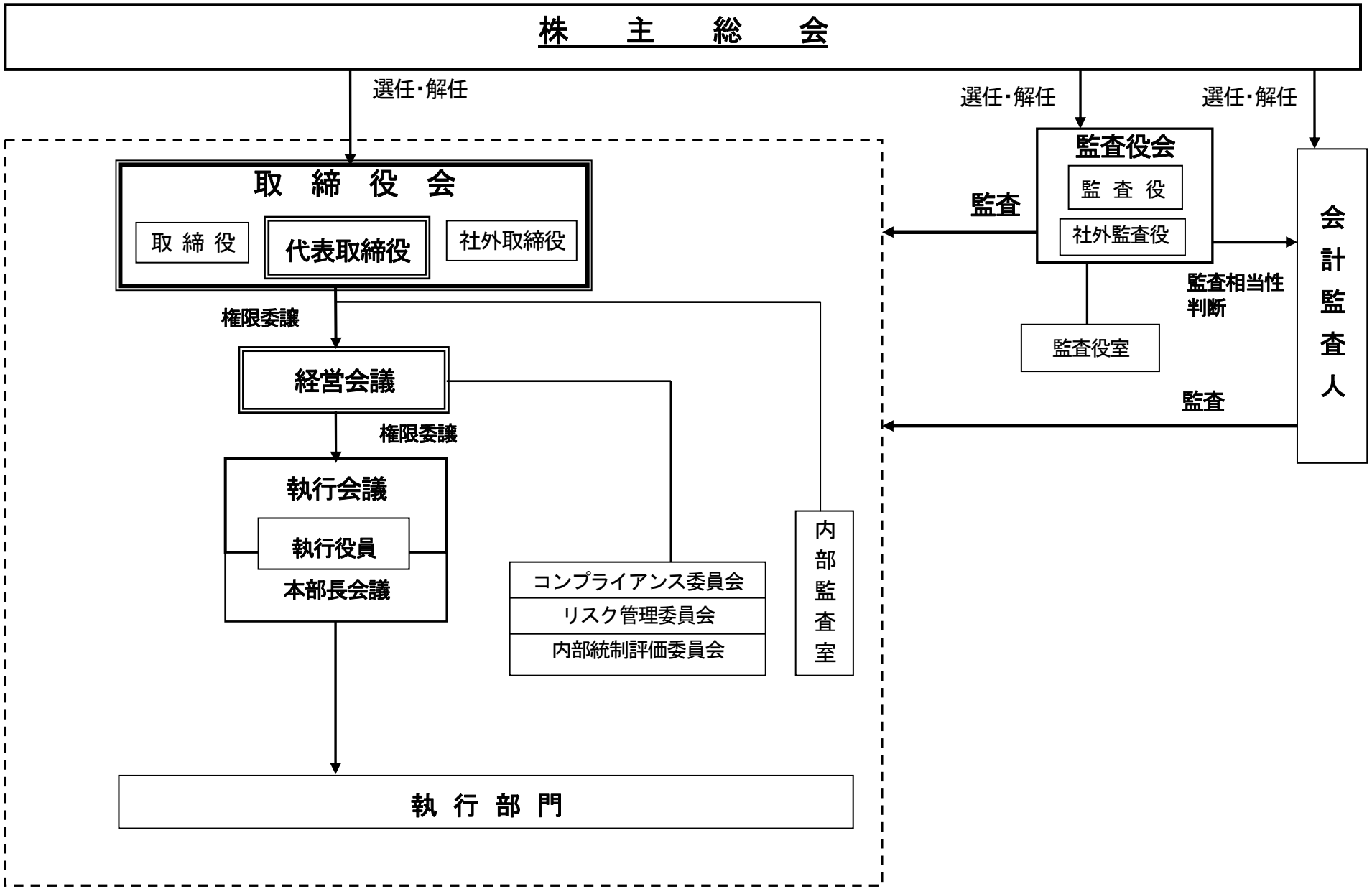
株　主　総　会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取　締　役　会
取 締 役
代表取締役
社外取締役
監査役会
監 査 役
社外監査役
監査
監査相当性
判断
会計監査人
監査役室
権限委譲
経営会議
権限委譲
執行会議
執行役員
本部長会議
コンプライアンス委員会
リスク管理委員会
内部統制評価委員会
内部監査室
監査
執 行 部 門

【適時開示体制の概要】

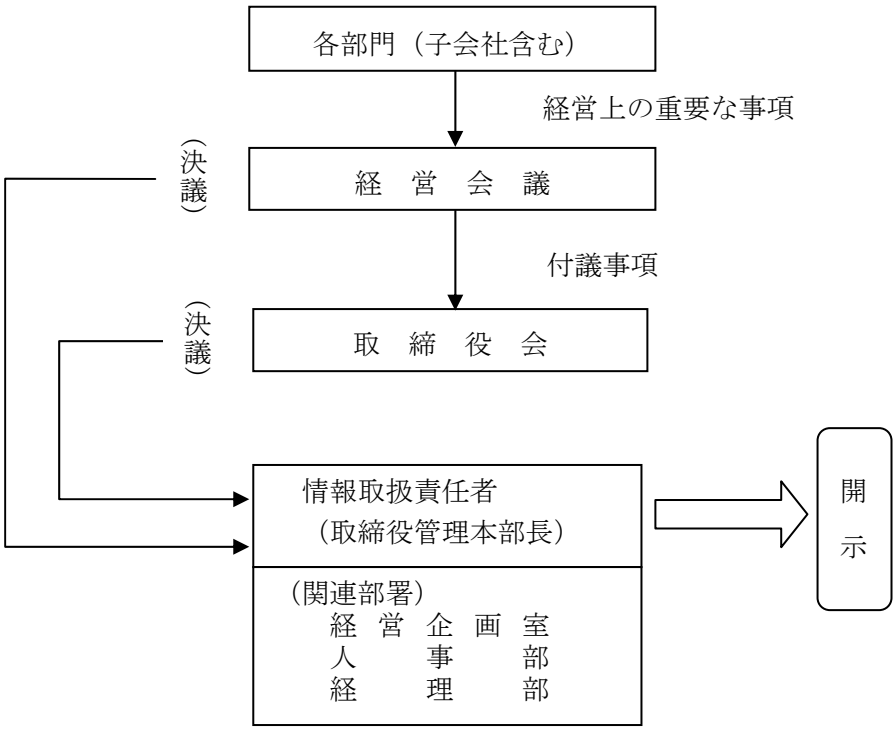

（開示規則との照合）